

石川県公報

令和2年7月3日

第13319号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1
○指定代理納付者の指定	(県民交流課) 2
○歳入の徴収事務の委託	(同) 3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(厚生政策課) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出	(同) 3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同) 4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出	(同) 4
○青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室) 4
○国土調査の指定	(農業基盤課) 5
○小型機船底引き網漁業に許可又は起業の認可を申請すべき期間	(水産課) 5
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(出納室)	5
公 告	
○県有財産売却入札公告	(道路整備課) 5

告 示

石川県告示第224号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
 - 除雪ドーザ 14トン級 2台 購入
 - 除雪グレーダ 3.7メートル級 1台 購入
 - ロータリ除雪車 2.6メートル、220キロワット級 1台 購入
 - 凍結防止剤散布車 3トン級、4×4 2台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年6月17日
- 落札者の名称及び所在地
 - 1(1) コマツ石川株式会社
金沢市神宮寺三丁目1番20号
 - 1(2) コマツ石川株式会社
金沢市神宮寺三丁目1番20号
 - 1(3) 千代田機電株式会社
金沢市新保本四丁目65番地12
 - 1(4) 千代田機電株式会社
金沢市新保本四丁目65番地12
- 落札金額
 - 1(1) 34,826,000円

- (2) 1(2) 35,310,000円
- (3) 1(3) 44,660,000円
- (4) 1(4) 41,536,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年5月1日

石川県告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定代理納付者の商号及び本店の所在地
株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと石川応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とする決済方法
ドコモ払い
auかんたん決済
ソフトバンクまとめて支払い
Amazon Pay
Paypal
メルペイ
外国語寄附受付
- 4 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- 1 指定代理納付者の商号及び本店の所在地
SBペイメントサービス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと石川応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とする決済方法
 - (1) 次に掲げるクレジットカード
 - ア VISA
 - イ MasterCard
 - ウ JCB
 - エ American Express
 - オ Diners Club
 - (2) 次に掲げるコンビニエンスストアでの支払い
 - ア ローソン
 - イ ファミリーマート
 - ウ デイリーヤマザキ
 - エ ミニストップ

- オ セイコーマート
- (3) ペイジーサービス
- (4) ドコモ払い
- (5) a uかんたん決済
- (6) ソフトバンクまとめて支払い
- 4 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間
令和2年6月3日から令和3年3月31日まで

石川県告示第226号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
インターネットを利用して納付される「ふるさと石川応援寄附金」の収納事務	東京都目黒区青葉台 三丁目6番28号	株式会社トラストバンク	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
	東京都中央区京橋二 丁目2番1号	株式会社さとふる	令和2年6月3日から 令和3年3月31日まで

石川県告示第227号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
いこまともみレディースクリニック	白山市北安田西二丁目41番地	令和2年5月1日
にしぶクリニック 皮ふ科・形成外科	小松市園町ホ140番4	〃
ハミング歯科医院	小松市福乃宮町2-114-1	令和2年4月1日
てまり山代薬局	加賀市山代温泉北部3-73	令和2年5月1日
クスリのアオキ栗津薬局	小松市矢田野町へ82番地1	令和2年6月1日
クスリのアオキ潟端薬局	河北郡津幡町字潟端447番地1	〃
秀楽苑訪問看護ステーション	七尾市中島町鹿島台は部17番地3	〃

石川県告示第228号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
いこまともみレディースクリニック	白山市北安田西二丁目41番地	令和2年4月30日
にしぶクリニック 皮ふ科・形成外科	小松市園町ホ140番4	〃
土島整形外科・内科・外科医院	河北郡内灘町旭ヶ丘148	令和2年6月4日
ヒロ歯科クリニック	小松市福乃宮町2-114	令和2年3月31日

石川県告示第229号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
いこまともみレディースクリニック	白山市北安田西二丁目41番地	令和2年5月1日
にしぶクリニック 皮ふ科・形成外科	小松市園町ホ140番4	〃
ハミング歯科医院	小松市福乃宮町2-114-1	令和2年4月1日
てまり山代薬局	加賀市山代温泉北部3-73	令和2年5月1日
クスリのアオキ栗津薬局	小松市矢田野町へ82番地1	令和2年6月1日
クスリのアオキ瀧端薬局	河北郡津幡町字瀧端447番地1	〃
秀楽苑訪問看護ステーション	七尾市中島町鹿島台は部17番地3	〃

石川県告示第230号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
いこまともみレディースクリニック	白山市北安田西二丁目41番地	令和2年4月30日
にしぶクリニック 皮ふ科・形成外科	小松市園町ホ140番4	〃
土島整形外科・内科・外科医院	河北郡内灘町旭ヶ丘148	令和2年6月4日
ヒロ歯科クリニック	小松市福乃宮町2-114	令和2年3月31日

石川県告示第231号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	揉めよドラゴン 爆乳乱れ咲き	オ ー ピ ー 映 画
〃	好淫調教 若妻鬨り	新 東 宝 映 画
〃	よがりの森 火照った女たち	オ ー ピ ー 映 画
〃	怪談 回春荘 こんな私に入居して	〃

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和2年7月3日

石川県告示第232号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定した。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
令和2年7月3日	かほく市	高松ワ及びヨの全部並びにカ、レ、ム及び子の各一部	令和2年7月3日から 令和3年3月31日まで

石川県告示第233号

石川県漁業調整規則（昭和40年石川県規則第1号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

令和2年7月10日から同月31日まで

石川県告示第234号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の小松市の表3の項中「小森隆盛」を「中澤修」に改める。

2の河北郡の表2の項中「久世一嘉」を「鍛冶一雄」に改め、同表中

「3 | 津幡町 | 河北郡津幡町字加賀爪 | 同左 | 」を

「3 | 津幡町 | 河北郡津幡町字加賀爪 | 同左 津幡町役場 会計課内 | 」に改める。

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年7月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する物件

(1) 件名

物件番号	物 件 名	規 格	車両番号
1	除雪ドーザ	16 t (S A) カプラ車輪式	石川99は344
2	凍結防止剤散布車	4.3m ³ 乾式4WD	石川800は507
3	路面清掃車	真空式、両ガッタ、4.5m ³ 、リアリフトダンブ	石川800は145
4	道路維持作業車	2.98L、6人乗、キャブオーバー	石川100す182
5	除雪ドーザ	13 t (S A) カプラ車輪式	石川99は454
6	除雪グレーダ	3.7m	石川00は351
7	ロータリ除雪車	250 P S	石川99は294
8	凍結防止剤散布車	2.5m ³ 自走式4WD	石川800は380
9	ロータリ除雪車	300 P S	石川99は204
10	除雪ドーザ	13 t (S A) カプラ車輪式	石川99は427
11	凍結防止剤散布車	2.5m ³ 自走式4WD	石川800は506

(2) 売却物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日 時	入 札 場 所	開 札
1	令和2年8月25日 午前10時	白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所 会議室	入札後、 即時開札
2	令和2年8月25日 午前10時15分		
3	令和2年8月25日 午前10時30分		
4	令和2年8月25日 午前10時45分		
5	令和2年8月26日 午後1時	金沢市直江南2丁目1番地 県央土木総合事務所 2階入札室	
6			
7			
8	令和2年8月27日 午前10時	七尾市本府中町ソ27-9 中能登土木総合事務所 入札室	
9	令和2年8月27日 午前10時10分		
10	令和2年8月28日 午前10時	輪島市河井町22-1-1 奥能登土木総合事務所 5階会議室	
11			

3 説明会及び物件の公開

説明会及び物件の公開（以下「説明会等」という。）を以下のとおり実施する。また、説明会等の参加方法は入札説明書による。

なお、説明会等に参加せずに入札に参加する場合も、説明会等における説明事項を了知し、当該物件を確認しているものとみなす。

物件番号	説明会等実施日時	説明会等実施場所
1	令和2年7月20日 午後2時	金沢市木越町イ38番地1 東部車両基地
2	令和2年7月14日 午前10時	白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所 会議室
3		
4		
5	令和2年7月15日 午後2時	金沢市木越町イ38番1 東部車両基地
6		
7		
8	令和2年7月16日 午後2時	七尾市本府中町ソ27-9 中能登土木総合事務所 入札室
9		
10	令和2年7月17日 午後3時	(市ノ坂大橋高架下) 輪島市三井町市ノ坂地内
11	令和2年7月17日 午後2時	のと里山空港車庫

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は直接自己の事業目的に使用する者であること。
- (3) 入札参加申請書の提出期限の翌日から入札の日までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 過去3年以内に石川県土木部（関係土木事務所を含む。）が所有する除雪機械の売買契約において契約条件の不履行があり、同種の一般競争入札に参加できない者でないこと。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

令和2年7月3日（金）から同月22日（水）（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間。

(2) 交付場所

物件番号	交 付 場 所	電 話 番 号
1	白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所 庶務課庶務係	076-272-1188
2		
3		
4		
5	金沢市直江南2丁目1番地 県央土木総合事務所 庶務課事業係	076-239-3901
6		
7		
8	七尾市本府中町ソ27-9 中能登土木総合事務所 庶務課事業係	0767-52-5100
9		
10	輪島市河井町22-1-1 奥能登土木総合事務所 庶務課事業係	0768-22-0567
11		

(3) 交付方法

5(2)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県土木部道路整備課の下記ホームページから当該書面に係る電磁的記録をダウンロードすることができる。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/michi/josetsukikai/20200703.html>

6 入札に関する事項

(1) 入札者に要求される義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加申請書及び添付書類をあらかじめ下記のとおり提出しなければならない。また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出場所 5(2)の交付場所に同じ

イ 提出期限 令和2年7月22日（水）午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限必着とする。）

なお、入札参加申請書に記載された使用予定内容が契約条項の用途指定に適合しない場合は、入札に参加する資格がないものとする。

(2) 入札の方法

1(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約金額は、落札金額に自動車損害賠償保険の未経過期間分、自動車重量税の未経過期間分及びリサイクル料金等相当額を加算した額とする。

(3) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額を指定された

納付方法により納付しなければならない。

ただし、石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札保証金の免除を認められたものは、入札保証金を免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約条項

入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、契約の相手方が石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものである場合は、免除する。

(4) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。

(5) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

(7) 問合せ先

物件番号	問 合 せ 窓 口	電 話 番 号
1	白山市八幡町イ20 石川土木総合事務所 庶務課庶務係	076-272-1188
2		
3		
4		
5	金沢市直江南2丁目1番地 県央土木総合事務所 庶務課事業係	076-239-3901
6		
7		
8	七尾市本府中町ソ27-9 中能登土木総合事務所 庶務課事業係	0767-52-5100
9		
10	輪島市河井町22-1-1 奥能登土木総合事務所 庶務課事業係	0768-22-0567
11		